

岩手県告示第815号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨奥州市長から次のとおり通知があった。

平成21年10月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 奥州市水沢区地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成21年10月22日から同年12月31日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（岩手宮城内陸地震に伴う街区基準点等座標補正業務）